

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ 地域における地縁団体（自治会、子ども会、P T Aその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。）、市民活動団体（N P O、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (3) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

(設置)

第3条 市は、地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取り組むことにより、協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として、交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第4条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市昭和交流センター	袖ヶ浦市坂戸市場 1566 番地
袖ヶ浦市長浦交流センター	袖ヶ浦市蔵波 513 番地 1
袖ヶ浦市根形交流センター	袖ヶ浦市下新田 1277 番地
袖ヶ浦市平岡交流センター	袖ヶ浦市野里 1563 番地 1
袖ヶ浦市平川交流センター	袖ヶ浦市横田 115 番地 1

(サブセンター)

第5条 袖ヶ浦市平川交流センターにサブセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡サブセンター	袖ヶ浦市吉野田 622 番地 2

(管理者)

第6条 交流センターの管理者は、市長とする。

(職員)

第7条 交流センターに、それぞれ所長その他の職員を置く。

(事業)

第8条 交流センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民及び地域コミュニティによるまちづくりの支援に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に当たり、地域課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) 交流センターの施設又はその附属設備（以下「交流センターの施設等」という。）の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの設置目的を達成するため必要な事業

(施設の共用)

第9条 市長は、袖ヶ浦市公民館条例（昭和49年条例第33号）第4条第1項に規定する事業を実施するため、交流センターを使用に供するも

のとする。

(開館時間)

第10条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を午後9時まで（6月1日から9月30日までの期間にあっては、午後9時30分まで）延長することができる。

(休館日)

第11条 交流センターの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第12条 交流センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交流センターの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その使用が交流センターの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することを目的とするおそれがあると認められるとき。
- (5) その他交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以

下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (5) その他交流センターの管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 市長は、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用の許可をした場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 市長が特に必要があると認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由その他相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用期間)

第19条 交流センターの施設等は、同一使用者が同一施設等を引き続き

3日以上にわたって使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は交流センターの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第20条 使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた目的以外に交流センターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第21条 使用者が交流センターの施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第22条 使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた交流センターの施設等の使用を終了したとき（第14条第1項の規定により使用について許可の取消し又は制限若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならぬ。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、市長が執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第23条 交流センターの施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）による改正前の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

（準備行為）

3 第12条から第19条まで及び第21条の規定による交流センターの施設等の使用等に関する事務その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第15条関係）

袖ヶ浦市昭和交流センター

施設区分	使用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	会議室	340円	370円
	研修室	230円	350円
	調理実習室	650円	910円
	和室1	230円	350円
	和室2	230円	350円
	大ホール（楽屋1・2、ホワイエ等を含む。）	5,740円	8,620円
	大ホール（舞台のみを使用する場合）	1,720円	2,580円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	講義室	340円	370円
	和室	230円	350円

	研修室	650円	910円
3階	中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室を含む。）		1月につき 215,000円	

袖ヶ浦市長浦交流センター

使用時間区分 施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	多目的ホール	1,230円	1,840円
	多目的室	650円	910円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	和室1	230円	350円
	和室2	230円	350円
	創作室	340円	370円
	視聴覚室	650円	910円
	調理実習室	650円	910円
	研修室1	340円	370円
	研修室2	340円	370円

袖ヶ浦市根形交流センター

使用時間区分 施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	野外ステージ	650円	910円
	多目的ホール	1,230円	1,840円
2階	会議室	340円	370円
	講義室	340円	370円
	研修室	340円	370円

和室	230円	350円
アトリエ	340円	370円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

袖ヶ浦市平岡交流センター

使用時間区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
施設区分			
1階	多目的ホール	1, 230円	1, 840円
	会議室	230円	350円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	和室	340円	370円
	研修室	650円	910円
	調理実習室	650円	910円
	視聴覚室	650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター

使用時間区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
施設区分			
1階	体育室	1, 840円	2, 760円
	会議室	340円	370円
	多目的室	650円	910円
2階	視聴覚室	650円	910円
	会議室1	230円	350円
	会議室2	230円	350円
	保育室	230円	350円
	和室	340円	370円
	調理実習室	650円	910円

袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター

施設区分 使用時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1 , 230 円	1 , 840 円
会議室	340 円	370 円
和室	340 円	370 円
調理実習室	650 円	910 円

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、当該単位使用料の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 6 単位使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 7 6 月 1 日から 9 月 30 日までは、「午後 9 時」を「午後 9 時 30 分」とする。

別表第 2（第 15 条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分	使用時間区分	午前 9 時から	午後 5 時から
		午後 5 時まで	午後 9 時まで
	1 時間につき	1 時間につき	1 時間につき
袖ヶ浦市平川交流センター	体育室（全面）	530 円	680 円
	体育室（半面）	260 円	340 円
袖ヶ浦市長浦交流センター	多目的ホール	280 円	390 円
袖ヶ浦市根形交流センター			
袖ヶ浦市平岡交流センター			
袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター			

備考

- 1 使用料は、単位使用料に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 5 単位使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 6 6 月 1 日から 9 月 30 日までは、「午後 9 時」を「午後 9 時 30

分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料その1

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾントライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
ステージスポットライト	1台	40円
マイクロホン	1本	80円
ビデオプロジェクター	1台	440円
CDプレーヤー	1台	220円
CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
ブルーレイレコーダー	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円

指揮者台	1 台	20 円
指揮者用譜面台	1 台	20 円
譜面台	1 台	10 円
平台	1 枚	30 円
大ホール講演台	1 台	130 円

附属設備使用料その 2

品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯（素焼き）	1 台	1,000 円
陶芸窯（本焼き）	1 台	2,000 円

備考

- 1 平台には、箱足及び開き足を含む。
- 2 大ホール講演台には、司会者台及び花台を含む。
- 3 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。